

2015

Mar, Vol. 164

News Letter

— 目 次 —

SFM 営業管理レビュー

実行予算による原価管理

Plaza-i 新機能—グリッドコラム表示方法の変更

Plaza-iGLS—新機能紹介

Plaza-i 売上・仕入・加工赤黒処理

最新の Plaza-i バージョン情報

国境を越えた役務の提供に対する消費税の課税の見直し

繰越欠損金の改正内容

Bal



〒108-0075 東京都港区港南 2-5-3 オリックス品川ビル 4階
株式会社ビジネス・アソシエーツ TEL03-5715-3315 FAX03-5715-3318
あいわ税理士法人 TEL03-5715-3316 FAX03-5715-3318

SFM営業管理レビュー

Plaza-i 営業管理を社内導入しましたのでユーザの立場になってレビューいたします。

【導入前の営業管理】

私どものビジネスは営業活動もサービス提供活動も比較的時間のかかる案件型ビジネスです。これまでは営業案件をエクセルに登録し営業全体で共有していました。エクセル管理時は①データや利用者の増加でレスポンスが悪くなる、ファイルが破損する②お客様へのコンタクトの履歴は別管理といった課題があり、特に①は深刻で、せっかく登録したメモ情報が消えてしまったり、ファイルが壊れて何度もバックアップから戻したりしていました。昨年 11 月より Plaza-i 営業管理を導入、エクセルファイルより必要項目を抽出し、無事移行いたしました。以下、弊社の管理状況とレビューとなりますが、導入効果においてエクセル管理のときにもできていたことは割愛しています。

【管理項目】

- ・ 案件種別関連
案件タイプ：新規、既存、業種別など
案件規模：エントリー、大規模会計など
- ・ 製品関連
発生日、次回フォロー日、成約予定日、案件終了日（受注もしくは失注）
- ・ 法人関連
取引先（営業対象会社）、エンドユーザ、紹介者、協業会社、競合会社
- ・ 人関連
自社担当者、相手先担当者
- ・ 金額関連
案件見込金額、今期計上予定額、来期計上予定額
- ・ 進捗関連
状況グループ（Cold、Hot など）、状況区分（問い合わせ、見積提出、フォローなど）、確度（%）
- ・ コンタクト履歴
コンタクト日、担当者、コンタクト相手担当者、コンタクト種別（見積提出、プレゼンテーション、フォロー電話など）、メモ（詳細情報）

【導入効果】

- ①システムレスポンス、視認性の向上
必要なデータの照会に全くストレスを感じません。また、抽出条件と並べ替えを利用してフォロースケジュールの確認がやりやすくなりました。
- ②マスターの流用が可能に
取引先や個人マスターの情報をそのまま流用できるため、二重入力がなくなりました。また、エクセルでは紹介元や会社規模、問い合わせモジュールなどはメモ程度でしたが、こちらもマスター化したので問い合わせルート別受注率などの分析が容易になりました。
- ③コンタクト履歴とタイムレポート
コンタクト履歴がそのままタイムレポートに転記できるようになり、作業負荷が減りました。
- ④KPI のチェックがリアルタイムにできるようになりました。

別管理していたターム別予算と売上額と売上見込額（案件金額×確度）の一覧表が簡単に出力できるようになりました。また、状況グループ別個人別の営業案件保有件数を見てマーケティング活動に生かすなど、活動方針の決定に役立っています。

【課題】

- ・ 期別見込売上は手でメンテナンスが必要
今期ならびに来期の見込売上金額の入力欄がありますが、こちらは各営業担当が手で修正しています。売上計上が進行基準のため、成約予定日から自動算出できないためです。今後のバージョンアップに期待したいと思います。

実行予算による原価管理

はじめに

平素は Plaza-i をご利用いただき、ありがとうございます。

本稿では、Plaza-i モジュールの「PRJ プロジェクト管理システム」（以下、「PRJ システム」といいます）について、その中心的な機能である「プロジェクトタスク実行予算」機能（以

下、「実行予算機能」といいます)を中心に紹介させていただきます。

対象となる業務範囲

「PRJ システム」は、その名の通り、プロジェクト型業務における、主に「原価」を管理するためのシステムですが、その対象としている業務範囲は多岐にわたり、企業（組織）のビジネス活動の観点から見た直接原価／間接原価により分類すると下表のようになります。（以下、「直接原価」に分類されている業務範囲を「直接原価業務」、「間接原価」に分類されている業務範囲を「間接原価業務」といいます。）

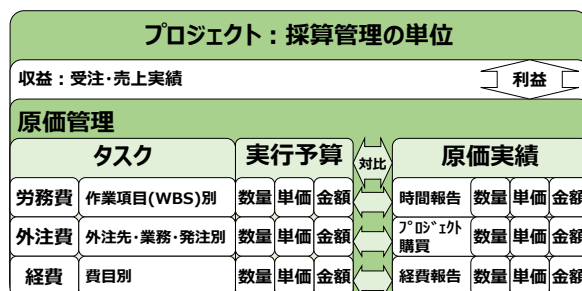
「PRJ システム」が対象とする業務範囲の例	
原価分類	業務範囲、業務内容
直接原価	コンサルティングサービス等の役務提供型ビジネス
	建設業や工事会社（施工含む）における請負型ビジネス
	ソフトウェアやITシステム等の受託開発型ビジネス
間接原価	マーケティング及び営業活動
	総務、経理等、業務管理業務
	個別、有期的な研究開発活動

「間接原価業務」は、企業の業種・業態にかかわらず、通常、どの会社でも行っている「管理部門」の業務活動となります。

卸売業に代表される商品販売業態では、その「(売上)原価」は、「販売商品の仕入原価+仕入付随費用」となりますが、プロジェクト型業態・業務では、「原材料」「労務費」「外注・委託費」「経費」及び「製造間接費」等の原価要素が発生し、さらに、業務進捗状況によりその発生原価が「仕掛原価」「完成原価」と振り替わっていくところに特徴があります。

プロジェクト、タスク、実行予算

「PRJ システム」における「原価管理」は、「プロジェクト」「タスク」「実行予算」の概念、機能を中心に展開されます。以下、その概要について、ご紹介させていただきます。



「プロジェクト」は、採算管理の単位として定義します。

前述の「直接原価業務」では、通常、「受注案件」単位になります。また、「間接原価業務」では、部門単位（「研究開発活動」は研究開発案件単位）になります。

次に、プロジェクトの全ての活動(=アクティビティ)を、「タスク」として細分化して定義します。

「労務費」関連のタスクは、作業工程、作業項目(WBS)ごと、「外注費」関連のタスクは、外注先・業務内容・発注単位で分割していきます。「経費」関連のタスクは、費目単位で細分化していきます。

そして、この細分化した「タスク」に対して、「実行予算」(=予定原価)を設定します。「実行予算」はそのタスクの性質や管理粒度により、「数量」「単価」「金額」の予算を設定します。

「労務費」関連のタスクであれば、「数量」(=時間)、及び、単価は「標準原価賃率」になります。「外注費」関連のタスクであれば、「発注数量」「発注単価」「発注金額」となります。「経費」関連のタスクでは、主に「金額」になるでしょう。

これに対して、プロジェクト活動の「原価実績」の報告が、「タスク」の単位で「数量」または「金額」(またはその両方)により報告されることとなります。これにより、タスクレベルで、予算・実績の対比が可能になります。

また、「タスク」に対して「実行予算」を設定せず、タスク別に「原価実績(数量)」を報告、集計することで、「どの業務にどれぐらいの時間がかかっているか」を分析するという利用方法も可能です。

実行予算による原価管理

前述の「実行予算機能」により、下記の原価／利益管理をすることができます。

	項目	原価／利益管理
①	受注金額	①－②：経営上の予測利益
		①－③：会計上の利益
②	実行予算	②－③：業務努力による利益
③	実際原価	③：タスク別の原価実績情報を収集し、業務改善・標準化を推進する。

前述の「直接原価」業務では、「①－②：経営上の予測利益」「①－③：会計上の利益」及び、「②－③：業務努力による利益」の管理、「間接原価」業務では、「②－③：業務努力による利益」の管理及び「③：標準原価管理の推進」をすることができます。

おわりに

紙面の都合上、ご紹介できる内容に限りがございましたが、以上の通り、Plaza-i、「PRJ：プロジェクト管理システム」の「実行予算」機能を中心に「実行予算による個別原価管理」をテーマに、ご紹介をさせていただきました。

余談でございますが、「PRJシステム」は、弊社の業務管理システムとしても利用しており、特にタスク別の「時間」に関する情報は、業務改善のための重要な情報として利活用しています。

なお、本稿内容、及び、製品に関するお問い合わせは、大変お手数ではございますが、弊社営業担当 03-5715-3315（内線：81）、もしくは[弊社HP](#)までお気軽にお問い合わせください。

Plaza-i新機能－グリッドコラム表示方法の変更

はじめに

今回は Plaza-i V2.01.23 から追加された共通機能として、グリッドコラム表示方法の変更をご紹介します。

概要

グリッドコラム上での右クリックメニューに、「コラム表示方法の変更」が追加されました。

これを選択すると、コラム表示方法の変更を

行う一覧編集画面が表示されます。

以前はコラム別に表示／非表示を選択していましたが、本画面はグリッドの全コラムについての表示方法を一括管理します。

コラム表示方法の変更画面イメージ



この画面ではコラムの順番・幅・背景色などといった表示方法について一覧編集形式で設定することができます。

コラムの表示／非表示はチェックボックスで簡単に切り替え可能です。

コラムの並び順はドラッグアンドドロップで変更可能です。

コラムの幅は数値で指定可能です。

見やすさを考慮して、グリッドデータを1行ごとに色をつける機能を追加しました。

グリッドデータについてコラムソートする順番を設定できるようになりました。

パターン別設定

また本機能は印刷指示画面のパラメータ保存のように複数のコラム表示方法を保存することができます。

グリッドコラム上での右クリックメニュー「コラム順の変更」からパラメータを選択するだけで、コラム表示方法を簡単に切り替えることができます。

画面イメージの使用例として、基準通貨確認用／他の通貨確認用といった目的別の設定が可能です。

おわりに

本機能の詳細につきましては、ユーザーズガイド CMN 操作編の活用機能（章）、コラム表

示方法の変更（節）の説明をご参照下さい。

Plaza-i GLS—新機能紹介

【承認後摘要編集】

Ver.2.01.23 のバージョンより、仕訳承認後も残高に影響のない情報について仕訳承認戻しなしに編集できるようになりました。メニュー名は仕訳メニューの中の「仕訳入力 - メモ情報修正」です。

具体的な編集可能項目は以下のとおりです。

- ・ ヘッダ仕訳摘要
- ・ 明細摘要
- ・ 明細摘要補助
- ・ 消込番号（未消込の場合に入力可能）
- ・ 精算予定日
- ・ 参照番号
- ・ 仕訳メモ

「摘要 1 文字修正するのに仕訳承認戻しをしないとイケないのは不便！」と多数のユーザーからのリクエストがあり、この度新メニューを追加いたしました。

内部統制上の観点から編集ログはすべてとっておりますが、各ユーザー様の運用フローに応じて利用可否のご判断をお願いいたします。

【仕訳消込機能】

Ver.2.01.28 のバージョンより、消込対象の勘定科目に対し、仕訳入力画面にて未消込明細を選択しながら、消込処理ができるようになります。あらかじめ登録しておいた仕訳パターンマスターを利用すれば、消込仕訳（入出金仕訳等）作成と同時に消込することが可能となります。



特に GLS 単体でご利用いただいているユーザー様には、改めて個別消込画面を開いて消込処理をする手間が省け、仕訳入力と同時に消込処理まで完了できる機能となります。外貨取引時にも為替差損益行を消込時に自動作成するようになります。

上記 2 つの機能ともに利用時には新たに設定が必要となりますので、利用希望の場合は、バージョンアップとともに最新ユーザーズガイドをご覧ください。か顧客サポート部までお問い合わせください。

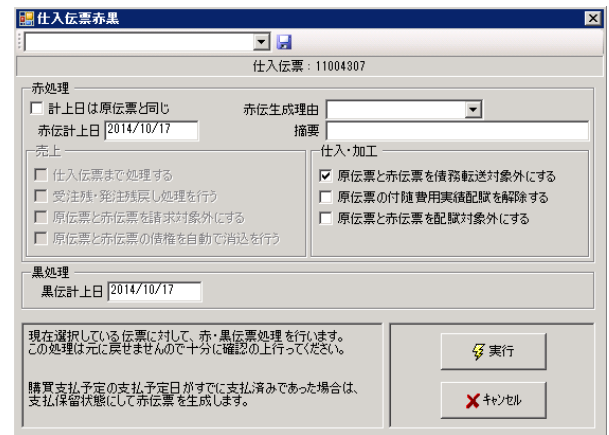
顧客サポート部 03-5715-3315（内線 72）

Plaza-i 売上・仕入・加工赤黒処理

はじめに

SOE 販売管理の売上傳票、PUR 購買管理の仕入伝票、加工計上傳票では、従来から共通画面を利用して赤黒処理をしていただいておりますが、Ver2.01.24 にて大幅な改良を加えました。利用頻度の高い機能であるため、今回はそのご紹介をしたいと思います。

画面イメージ (Ex.仕入伝票赤黒)



画面イメージが従来から一新されたので、Ver.2.01.24 以降のバージョンで赤黒機能を初めてご使用になるとき、少々驚かれるかもしれませんが、縦長だった画面は横長へと変わりました。また、赤処理と黒処理でグループボックスを分けています。選択肢が多々あるのは赤処理です。さらにその中で、売上傳票に関するもの、仕入・加工伝票に関するものを分けることで、画面がより見やすくなりました。

パラメータ保存機能の追加

共通画面であることには変わりありませんが、売上傳票、仕入伝票、加工計上傳票それぞれ別々にパラメータ保存が可能です。従って、同一ユーザ様が売上だけでなく、仕入の処理も行っているという場合におかれましても、パラメータの混在はなく、それぞれの処理に適したパラメータを保存することが可能です。

原伝票の付随費用実績配賦を解除する

当該仕入伝票が仕入付随費用の実績配賦を行っていた場合、仕入伝票の赤処理を行うと同時に、仕入付随費用実績配賦の解除を行うことが可能になりました。

原伝票と赤伝票を配賦対象外にする

原伝票・赤の仕入伝票を仕入付随費用実績配賦対象外にし、黒伝票のみ仕入付随費用実績配賦の対象にする事が可能になりました。

おわりに

今回ご紹介させていただきました赤黒機能の詳細な情報は、売上傳票に関しては、ユーザーズガイド、**SOE 売上**（章）、売上傳票－赤黒処理（節）、仕入伝票に関しては、**PUR 仕入**（章）、仕入伝票入力（節）、赤黒処理の使用方法（項）、加工計上傳票に関しては、**PUR 仕入**（章）、加工計上（節）、ボタンの説明（項）に記載しています。

最新のPlaza-iバージョン情報

平成 27 年 3 月 10 日現在までリリースしております最新のバージョン情報をお届けします。

Plaza-i.NET V2.01.27.07

Plaza-i 給与計算システム V2.0.4.93

なお、Plaza-i 給与計算システムは弊社ホームページ (<http://www.ba-net.co.jp/>) NEWS and TOPICSにも掲載しております。

国境を越えた役務の提供に対する 消費税の課税の見直し

近年、インターネットの普及に伴い、デジタルコンテンツの電子配信等が急増していますが、Amazonに代表されるグローバルIT企業による国境を越えるサービスに消費税が課税されず、消費税負担の違いから生じる国内外事業者間での競争条件の歪みが、問題視されていました。平成27年度税制改正大綱において国境を越えた役務の提供に対する消費税の課税の見直しがされ、国外事業者が日本国内に向けた国境を越えて行う電子書籍・音楽・広告の配信等の電子商取引の課税を強化することとなりました。

今回は「国境を越えた役務提供に対する消費税の課税の見直し」について解説致します。

(1)内外判定の基準の見直し

①対象取引

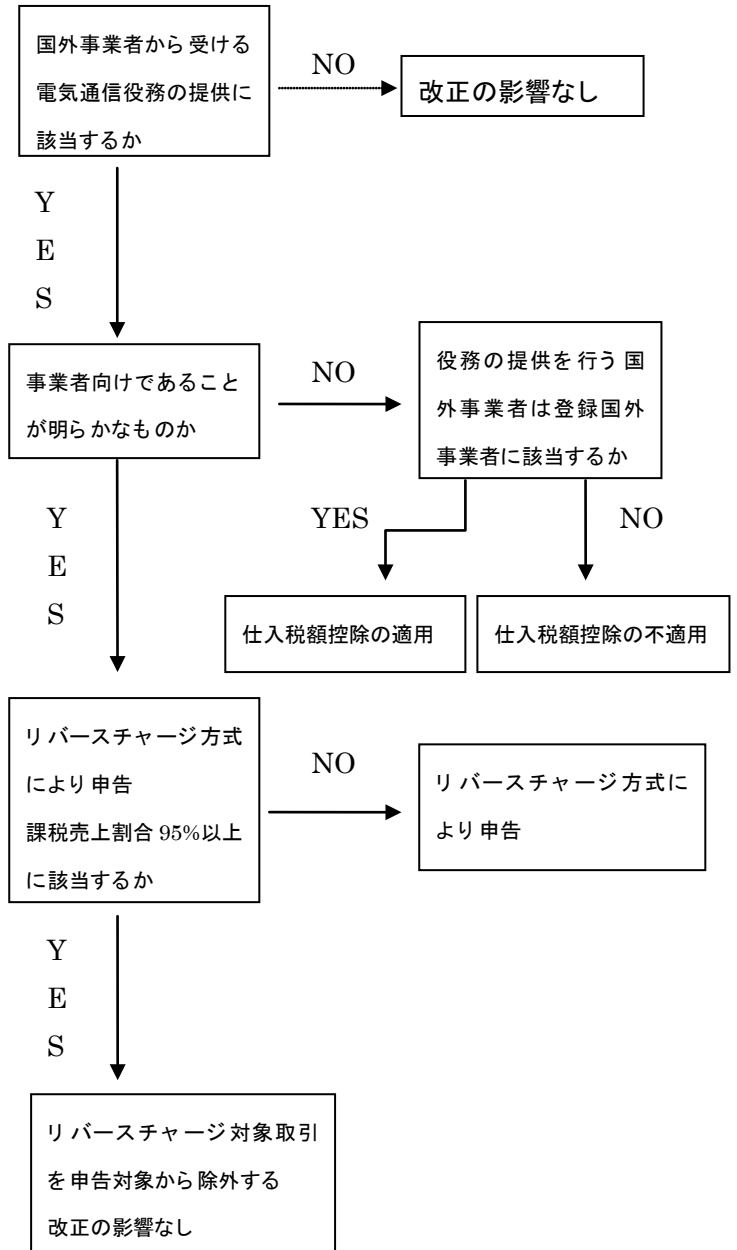
電子書籍・音楽・広告の配信等の電気通信回線を介して行われる役務の提供を「電気通信役務の提供」と位置付け、内外判定基準を役務の提供に係る事務所等の所在地から、役務の提供を受ける者の所在地等に見直すこととなります。

	基準	ポイント
現行	役務を提供する者の事務所等の所在地	国外取引 (不課税)
改正	役務の提供を受ける者の住所地等	国内取引 (課税)

(2)課税方式の見直し

国外事業者が行う電気通信役務の提供のうち、①事業者向けと②消費者向けのいずれに該当するかによって、それぞれ「リバースチャージ方式」と「国外事業者申告納税方式」により納税義務を課します。

リバースチャージ方式とは、取引に係る消費税の納税義務を役務の提供をする者から役務の提供を受ける者に転換する方式です。



(3)最後に

法案では、上記の施行日は平成27年10月1日です。平成27年10月1日以降の期間を含む課税期間の申告に影響がでてくる可能性がありますので、早期に現状の整理及び今後の対応を検討することが必要です。

「事業者向け取引」の定義、消費税申告書への記載方法等の詳細は今後公表される予定です。

繰越欠損金の改正内容

平成 26 年 12 月末に平成 27 年度税制改正大綱が公表されました。法人税においては、税率の変更等、様々な項目が盛り込まれています。今回はその中でも、影響が大きいと考えられる、欠損金繰越控除制度の改正に関して解説します。

(1)制度の概要と改正前の取扱い

欠損金繰越控除制度は、過去 9 年間に於いて生じた欠損金を、当期に発生した所得と相殺することができる制度です。これまでは、資本金 1 億円超の会社であれば所得金額の 80%、資本金 1 億円以下の会社であれば所得金額の 100%、欠損金の繰越控除が認められていました。

(2)改正後の取扱い

平成 27 年度の税制改正大綱では所得から控除することができる控除限度額、そして欠損金の繰越期間に改正が行われています。

① 繰越控除の限度額に関しては、資本金 1 億円以下の会社であれば(1)で述べた取扱いが継続されます。しかし、資本金 1 億円超の会社の限度額については、これまでの所得金額の 80% 限度から、事業年度に応じて段階的に引き下げられます。詳細は下記の表をご参照下さい。

事業年度	控除限度額
H27.3.31 以前開始事業年度	所得金額の 80%
H27.4.1 から H29.3.31 以前開始事業年度	所得金額の 65%
H29.4.1 以後開始事業年度	所得金額の 50%

② 欠損金の繰越期間に関しては、欠損金が発生した事業年度に応じて最長 10 年間の繰越が可能となります。この取扱いは、資本金に関係なく全社共通の取扱いになります。詳細は下記の表をご参照下さい。

欠損金発生事業年度	繰越期間
H13.3.31 以前開始事業年度	5 年
H13.4.1 以後開始事業年度	7 年
H20.4.1 以後終了事業年度	9 年
H29.4.1 以後開始事業年度	10 年

今回の改正により、繰越期間は延長が図られましたが、限度額が 50%に引き下げられる影響により欠損金を期間内に使用できずに切捨てられるケースが考えられます。

(3)欠損金切捨てとなるケース

例) A 社: 資本金 1 億円超 ※控除期間 9 年
平成 27 年 3 月期に 3 億円の欠損金を計上。
平成 28 年 3 月期以降毎期 5,000 万円の所得金額が見込める。

事業年度	欠損金の取扱い
H28.3 月期～ H29.3 月期	毎期 3,250 万円ずつ控除することができます。残り 1,750 万円については納税が生じます。
H30.3 月期～ H36.3 月期	毎期 2,500 万円ずつ控除することができます。残り 2,500 万円については納税が生じます。
	(欠損金切捨て額) 6,000 万円

①上記の表のケースでは、最終的には 6,000 万円の欠損金が控除できずに切捨てられることとなります。所得金額と相殺することができる過去の損失額 6,000 万円が切捨てられることで、2,000 万円の税金を取り戻す機会がなくなり、キャッシュフローに与える影響は相当になります。

②また、税効果会計を導入している会社では、欠損金のうち使用できない部分は繰延税金資産を計上できなくなりますので、会計の面においても注意が必要となります。

(4)最後に

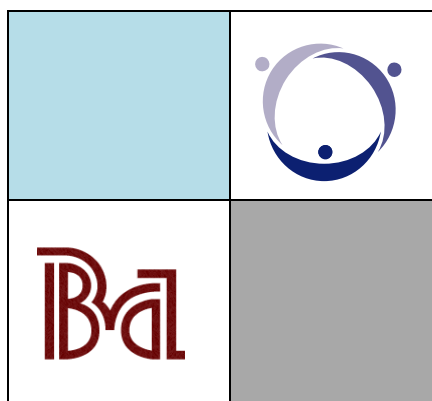
欠損金を有効に活用するためには、今まで以上に所得を増加させる必要がありますが、自社単独での所得の増加が難しい場合には、他の会社との組織再編や連結納税の導入の検討が必要となります。

また、資本金 1 億円以下であれば繰越控除の限度額の制限を受けないため、資本金 1 億円以下へ減資することも上記組織再編等と同様に検討事項の 1 つとして挙げられます。

(参考) (3)の A 社が資本金 1 億円以下のケース
平成 27 年 3 月期に 3 億円の欠損金を計上。
平成 28 年 3 月期以降毎期 5,000 万円の所得金額が見込める。

事業年度	取扱い
H28.3 月期～ H33.3 月期	毎期 5,000 万円ずつ控除することができます。
	(欠損金切捨て額) 0

※欠損金発生後 6 年で全額控除することが可能です。



Visit our web sites at

<http://www.ba-net.co.jp>

<http://plaza-i.net>

<http://www.aiwa-tax.or.jp>